

～39歳までの皆様へ

国が変わる 安心が広がる
担い手 積立 年金

政策支援加入で 将来の安心を！



政策支援

農業者の担い手には、手厚い政策支援(保険料の国庫補助)があります。

国民年金第1号被保険者の農業者年金への加入要件に加え、

- ① 39歳までに加入
- ② 農業所得が900万円以下
- ③ 認定農業者で青色申告者等(下表)を満たせば受けられます。

保険料の国庫補助対象者と補助額

区分	必要な要件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000 円 (5割)	6,000 円 (3割)
2	認定就農者で青色申告者	10,000 円 (5割)	6,000 円 (3割)
3	区分1又は2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	10,000 円 (5割)	6,000 円 (3割)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000 円 (3割)	4,000 円 (2割)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者	6,000 円 (3割)	—

※国庫補助額は月額保険料2万円に対する補助額(割合)です。

※区分3及び区分5の「後継者」は経営主の直系卑属である必要があります。

※35歳未満で加入した者は、35歳から自動的に35歳以上の額に変更されます。

※区分1～5のそれぞれの要件に該当しなくなった場合、他の区分(国庫補助額が減額になることがあります。)又は通常の保険料への変更が必要です。

●政策支援を受けられる期間は最長 20 年間です。(35 歳以上で加入した場合は最長で 10 年間です。)

●国庫補助を受けている間の保険料は月額 2 万円(国庫補助額を含む)で固定され、加入者が負担する保険料は、2 万円から国庫補助額を差し引いた額になります。

●国庫補助を受けられる期間を過ぎた場合は通常の保険料(月額 2 万円～6 万 7 千円の間で千円単位で選べ、変更も自由です。)になります。



年金は65歳から受給できます

農業者年金は納付された保険料と運用益を原資として年金額が決まります。

毎月の保険料が少なくても長い間納めると多くの年金の受給が期待できます。

つまり、**若い時から加入すれば、月々の負担が少なくても豊かな老後生活に備えることができます。**



農業者年金に加入すれば～農業者年金の支給額(年額)の試算

加入年齢	納付期間		通常加入の場合		政策支援を受けて加入の場合			
			保険料本人負担分総額	農業者老齢年金支給額(年間)	保険料本人負担分総額	支給額計(年間)	農業者老齢年金支給額	特例付加年金支給額
20歳	40年	男性	960万円	73万円	744万円	75万円	54万円	21万円
		女性		63万円		63万円	46万円	17万円
30歳	30年	男性	720万円	50万円	588万円	51万円	40万円	11万円
		女性		43万円		43万円	34万円	9万円
35歳	25年	男性	600万円	40万円	528万円	40万円	35万円	6万円
		女性		34万円		34万円	29万円	5万円

※この試算は、通常加入で保険料月額2万円で加入し、65歳までの運用利回りが2.00%、65歳以降の予定利率が1.05%となった場合の試算です。予定利率1.05%は、農林水産省告示(26.4.1施行)により定められている率です。
(各金額は単位未満を四捨五入により表示しているため、内訳数字との合計が一致していません。)

●**確定拠出型・積立方式の終身年金です。制度発足以降12年間の運用利回りは、年率で+2.53%です。運用益は非課税で年金原資として積上がります。**

●**保険料の全額社会保険料控除の税制優遇措置もあります！**

農業者年金の保険料は2万円から6万7千円まで(千円単位で)加入者が自由に選択できます。また、保険料の額はいつでも見直してできます。

●**国庫補助部分の年金を受給するには、経営継承が必要です。**

国庫補助分を除いた本人負担分についての年金(農業者老齢年金)は、原則65歳から受給できます。(60歳からの繰上げ受給も可能です。)

国庫補助部分の年金を受給する際には、加入期間として20年以上(カラ期間を含む)、と経営継承が必要となります。経営継承の時期についての年齢制限はありませんので、65歳を超えてもかまいません。また、国庫補助の部分に関しては、死亡一時金の適用はありません。

●**収められた保険料につきましては、途中で脱退されても脱退一時金はありません。将来、年金として支給されます。**

詳しくは…

農業者年金基金

検索

<http://www.nounen.go.jp>

農業者年金の内容やご相談については、最寄りの農業委員会か JA または農業者年金基金にお問い合わせください。

独立行政法人農業者年金基金

TEL : **03-3502-3199** (相談員) TEL : **03-3502-3942** (企画調整室)

